

特別加入保険料率の改定案

参考1-4

一人親方の保険料率(第二種特別加入保険料率)

(単位: 1/1,000)

	設定料率	現行料率	
特1 個人タクシー、個人貨物運送業者	13	14	
特2 建設業の一人親方	19	19	
特3 漁船による自営業者	46	45	※
特4 林業の一人親方	52	52	
特5 医薬品の配置販売業者	7	7	
特6 再生資源取扱業者	14	13	※
特7 船員法第一条に規定する船員が行う事業	49	50	
特8 指定農業機械従事者	3	4	
特9 職場適応訓練受講者	3	4	
特10 金属等の加工、洋食器加工作業	16	15	※
特11 履物等の加工の作業	7	8	
特12 陶磁器製造の作業	17	16	※
特13 動力機械による作業	4	3	※
特14 仏壇、食器の加工の作業	18	18	
特15 事業主団体等委託訓練従事者	3	4	
特16 特定農作業従事者	9	9	
特17 労働組合等常勤役員	4	5	
特18 介護作業従事者	6	7	

海外労働者(第三種特別加入保険料率)

海外で行われる事業に派遣される労働者	3	4
--------------------	---	---

※ 労災保険率の引き上げとなる区分